

長崎県指定講習機関に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。）に規定する指定講習機関の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定講習機関)

第2条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の4第1項の規定により、次のとおり指定講習機関を指定するものとする。

- (1) 講習規則第6条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。
- (2) 講習規則第8条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。
- (3) 講習規則第8条の2に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。

(指定申請書の提出)

第3条 講習規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号（指定講習機関指定申請書）のとおりとする。

- 2 前項の申請書は、指定講習機関の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出するものとする。

(指定書)

第4条 公安委員会は、指定講習機関を指定したときは、講習規則第3条の規定により公示するとともに、別記様式第2号の指定書を交付するものとする。

(変更届)

第5条 指定講習機関は、講習規則第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第3号の公示事項変更届出書により公安委員会に届け出なければならない。

- 2 指定講習機関は、講習規則第2条第2項各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、別記様式第4号の指定講習機関指定事項変更届により公安委員会に届け出なければならない。

(申請書等の様式)

第6条 講習規則第9条及び第11条から第14条までに規定する書類の様式は、次のとおり

とする。

- (1) 講習業務規程及び規程変更の認可申請書 別記様式第6号及び別記様式第7号
- (2) 講習結果報告書 別記様式第8号、別記様式第9号及び別記様式第10号
- (3) 帳簿 別記様式第11号
- (4) 事業報告書及び収支決算書 別記様式第12号及び別記様式第13号
- (5) 講習の休廃止の許可申請書 別記様式第14号
(取消通知書)

第7条 公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により公示するとともに、別記様式第15号又は別記様式第16号の取消通知書を交付するものとする。

(特定講習の業務の引継ぎ等)

第8条 講習規則第16条の規定による特定講習の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎは、別記様式第17号の特定講習業務引継書により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の引継ぎを受けたときは、別記様式第18号の特定講習業務引継受領書を交付するものとする。

(適合命令等)

第9条 法第108条の8の規定による適合命令等は、別記様式第19号の適合等命令書を交付して行うものとする。

(通知手数料納入書)

第10条 初心運転者講習及び若年運転者講習受講の申請を行う者は、講習手数料を納める時に、別記様式第20号の初心運転者講習通知手数料納入書及び別記様式第21号の若年運転者講習通知手数料納入書を提出しなければならない。

(検査及び講習の立会い等)

第11条 法第108条の9に規定する検査は、定期又は随時に行うものとする。

2 公安委員会は、指定講習機関が行う講習に立ち会うことができる。

(特定講習指導員に対する講習会の開催等)

第12条 公安委員会は、指定講習機関の特定講習指導員（講習規則第2条第2項第4号に規定する特定講習指導員をいう。以下同じ。）の法令その他に関する知識、技能等の向上を図るために必要があると認めるときは、講習会を開催するものとする。

2 特定講習指導員は、次に掲げる講習を受講していなければならない。

(1) 運転適性指導員

国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成14年国家公安委員会告示第36号）に定める自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修

(2) 運転習熟指導員

国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成3年国家公安委員会告示第2号）に定める自動車安全運転センターが実施する新任運転習熟指導員研修

3 特定講習指導員は、おおむね5年ごとに、次に掲げる講習のうちいずれかを受講するものとする。

(1) 運転適性指導員

運転適性指導又は運転習熟指導についての技能及び知識の向上に資するものとして
国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成19年国家公安委員会告示第10号。以下「告示」という。）第1号に定める自動車安全運転センターが行う現任運転適性指導員課程

(2) 運転習熟指導員

告示第2号に定める自動車安全運転センターが行う現任運転習熟指導員課程
(解任命令)

第13条 法第108条の5第3項の規定による特定講習指導員の解任命令は、別記様式第22号の解任命令書を交付して行うものとする。

(解任及び取消しの手続)

第14条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命じ、又は法第108条の11第2項の規定により指定講習機関の指定の取消しをしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）により聴聞を行う。

(細目の委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、指定講習機関の指定に関し必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第9号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

1 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、令和5年2月7日から施行する。

指定講習機関指定申請書

第 年 月 日 号

長崎県公安委員会 殿

住所

申請者

氏名

指定を受けようとする者の 氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その 代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務 所の名称及び所在地	
特 定 講 習 の 種 別	
特定講習を開始しようとする 年月日	年 月 日
添 付 書 類	

備考

- 1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。

長崎県公安委員会指令第 号
年 月 日

所在地

名 称

長 崎 県 公 安 委 員 会 印

指 定 書

道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関として指定する。

特定講習の種別

公示事項変更届出書

第 号
年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者 名

長崎県指定講習機関に関する規則第5条第1項の規定により、公示事項の変更の届出をします。

記

1 変更する事項（書類の内容）

2 変更後の事項（書類の内容）

指定講習機関指定事項変更届

第 号
年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 名

変 更 年 月 日	年 月 日
変更を生じた事項	
変更を生じた理由	
選任・解任事項	年 月 日 選・解任した。
備 考	

別記様式第5号 削除

講習業務規程の認可申請書

第 年 月 日
号

長崎県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定により、講習業務規程の認可を申請します。

<p>講習業務規程の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p>	
--	--

備考 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

講習業務規程変更の認可申請書

第 年 月 日 号

長崎県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を申請します。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

備考 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名

管理者名

取消処分者講習結果報告書

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告します。

番号	受講者の住所 氏名、生年月日	性別	行政処分の種別		処分年月日 欠格期間	運転適性 指導員名	終了証明書 番号	備考
			取消処分者等	準取消処分者等				
	住所 氏名 年 月 日(歳)	男 女	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 禁止	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 禁止	. . (年間) ~ . .			
	住所 氏名 年 月 日(歳)	男 女	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 禁止	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 禁止	. . (年間) ~ . .			
	住所 氏名 年 月 日(歳)	男 女	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 禁止	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 禁止	. . (年間) ~ . .			
	住所 氏名 年 月 日(歳)	男 女	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 禁止	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 禁止	. . (年間) ~ . .			
	住所 氏名 年 月 日(歳)	男 女	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 禁止	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 禁止	. . (年間) ~ . .			
	住所 氏名 年 月 日(歳)	男 女	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 禁止	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 禁止	. . (年間) ~ . .			

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 名

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告します。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	講習の種類	免許証番号	運転適性 指導員名	備考
			男	大型 中型 大型二 中型二			
			女	普通二 大特二 け引二			
			男	大型 中型 大型二 中型二			
			女	普通二 大特二 け引二			
			男	大型 中型 大型二 中型二			
			女	普通二 大特二 け引二			
			男	大型 中型 大型二 中型二			
			女	普通二 大特二 け引二			

帳 簿

証書番号	申 込 日 年 月 日	実 施 日 年 月 日 (開始・終了時間)	住 所 氏 名 年 月 日 (生 年 月 日 生 歳)	性 別 男・女	講 習 種 別	免 許 証 番 号	種 類	特 定 講 習 指 導 員 名	補 助 者 名	備 考
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日 (生 年 月 日 生 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日 (生 年 月 日 生 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日 (生 年 月 日 生 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日 (生 年 月 日 生 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日 (生 年 月 日 生 歳)	男・女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					

備考 証書番号欄には、終了証書の一連番号を記載すること。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者 名

指定講習機関事業報告書

年度の事業内容を下記のとおり報告します。

記

事 業 内 容

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者 名

指定講習機関収支決算書

年度の収支決算内容を下記のとおり報告します。

記

収 支 決 算 内 容

講習の休廃止の許可申請書

第 号

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名

指定講習機関に関する規則第14条第1項の規定により特定講習の

一部 休止
の の
全部 廃止

許可を申請します。

講習の休廃止の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日（休止しようとする場合にあってはその期間）	年 月 日から 年 月 日まで
休止し、又は廃止しようとする理由	

備考 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

所在地

名 称

長崎県公安委員会 印

指定講習機関の指定の取消通知書

下記の理由により、道路交通法第108条の11第1項の規定に基づき指定講習機関の指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

(教示)

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

所在地

名 称

長崎県公安委員会 印

指定講習機関の指定の取消通知書

下記の理由により、道路交通法第108条の11第2項の規定に基づき指定講習機関の指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

(教示)

この処分取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として提起することができます。この場合において、長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。

なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

殿

長崎県公安委員会 印

適合等命令書

第1項

道路交通法第108条の8 の規定により次の措置をとることを命ずる。

第2項

措 置	
-----	--

(教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

初心運転者講習通知手数料納入書

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(男・女)

年 月 日生 (歳)

道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けますので通知手数料を納入します。

免許
の
種類

免許証番号 第 号

年 月 日

公安委員会交付

講習の種類

準中型 普通 大自二 普自二 原付

通知手数料

長崎県収入証紙をここに貼ってください。

若年運転者講習通知手数料納入書

長崎県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(男・女)

年 月 日生 (歳)

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けますので通知手数料を納入します。

免 許
の
種 類

免許証番号 第 号

年 月 日

公安委員会交付

講 習 の 種 類

- 大型 中型
 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二

通 知 手 数 料

長崎県収入証紙をここに貼ってください。

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 名 殿

長 崎 県 公 安 委 員 会 印

解 任 命 令 書

下記の理由により、道路交通法第108条の5第3項の規定に基づき特定講習指導員
() の解任を命ずる。

記

理 由	
--	--

(教示)

この処分取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として提起することができます。この場合において、長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。

なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。